

特別養護老人ホーム 吉兆苑 利用料金

利用料金は下記の通りです。基本的に食費、居住費（部屋代）、管理費、自己負担額の合算額が利用料金となります。

①居住費、食費、管理費

実費負担金	従来型個室(1日)	ユニット型個室(1日)	従来型多床室(1日)
食費※1	¥ 1,392	¥ 1,392	¥ 1,392
居住費※1	¥ 1,171	¥ 2,912	¥ 855
管理費	¥ 85	¥ 85	¥ 85
合計	¥ 2,648	¥ 4,389	¥ 2,332
1か月(30日)	¥ 79,440	¥ 131,670	¥ 69,960

介護保険自己負担額(1割負担者)

法定負担金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室・多床室(1日)	¥ 739	¥ 818	¥ 900	¥ 979	¥ 1,057
ユニット型個室(1日)	¥ 839	¥ 918	¥ 1,002	¥ 1,082	¥ 1,159
従来型個室・多床室(30日)	¥ 22,167	¥ 24,533	¥ 27,004	¥ 29,371	¥ 31,702
ユニット型個室(30日)	¥ 25,173	¥ 27,531	¥ 30,062	¥ 32,455	¥ 34,777

上記料金には、日常生活支援加算、個別機能訓練加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、精神科医師定期的療養指導、介護職員処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算が含まれたものとなります。

加算項目	点数	備考	
初期加算	32 円/日	入所日より30日を限度として算定。	
若年性認知症受入体制加算	126 円/日	若年性認知症入所者(介護保険法第2条第6号)を受け入れた場合に算定。	
福祉施設外泊時費用	258 円/日	外泊時・入院時の際に算定(1日当たり)6日を限度とし、月をまたいだ場合最高12日間算定する。	
在宅復帰支援機能加算	11 円/日	入所者が在宅復帰を行うに当たり、相談援助を受けた場合に算定。	
在宅・入所相互利用加算	32 円/回	施設・入所相互利用(ホームシェアリング)を行った場合に算定。	
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日45日前～31日前	76 円/日	回復する見込みの無い入所者に対して、施設で医師、看護師、介護士、介護支援専門員、相談員などと協同し看取り介護を行った場合、死亡した45日前から起算して算定。在宅、病院に転院した場合であっても30日以内であれば算定する
	死亡日30日前～4日前	151 円/日	
	死亡日前々日、前日	711 円/日	
	死亡日	1,338 円/日	
安全対策体制加算(新設)	21 円/初回のみ	安全確保と事故対応における体制算定(入所時1回のみ算定)	
再入所時栄養連携加算(新設)	418 円/回	介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合(経管栄養又は嚥下調整食の新規導入)場合に、1回に限り算定。	
療養食加算	7 円/回	病状等に対応した治療食を提供した場合に算定。	

※注1・・・処遇改善加算は総単位数(一ヶ月の基礎総単位数×日数)×加算率(0.083)より算出

※注2・・・特定処遇改善加算は総単位数(一ヶ月の基礎総単位数×日数)×加算率(0.027)より算出(ユニットは加算率0.023)。

「新型コロナウイルス感染症に対応するための経過的な措置」における特例評価として、2021年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せとなります。(表記は含んでいません)上記の自己負担額は1割負担の額となっております。「介護保険負担割合証」により2割～3割負担となる場合もございます。

上記の利用料金について、ご本人様の課税状況によっては保険者による減額制度(高額サービス費受領委任払申請、負担限度額認定申請)の利用を行える場合があります。詳しくは施設相談員までご相談ください。